

議案第 5 3 号

専決処分の承認について《京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について》

京丹後市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第11号

専決処分書

京丹後市国民健康保険税条例（平成16年京丹後市条例第86号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

京丹後市長 中山 泰

記

京丹後市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

京丹後市国民健康保険税条例（平成16年京丹後市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「54万5千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

京丹後市国民健康保険税条例(平成16年京丹後市条例第86号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第86号</p> <p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じ</p>	<p>京丹後市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第86号</p> <p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じ</p>

現行	改正案
<p>た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の2～第27条 (略)</p>	<p>た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第23条の2～第27条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

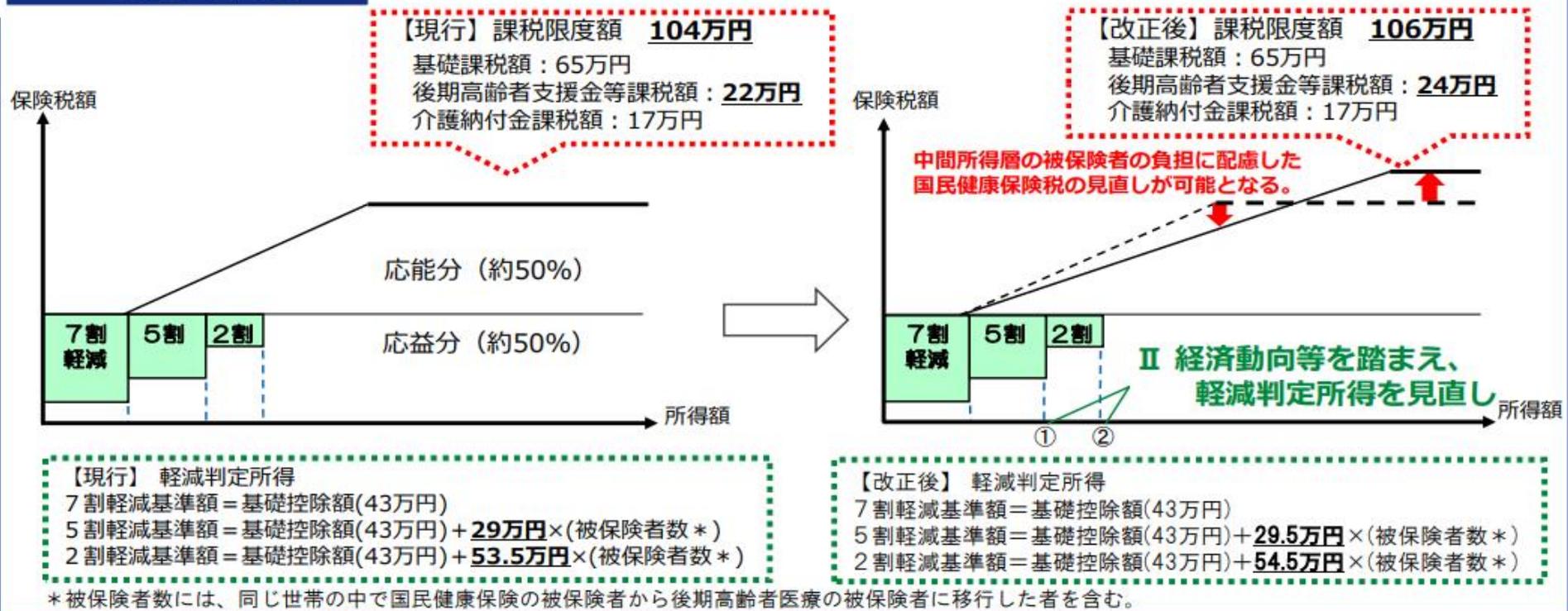
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円（現行：22万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引き上げる。

2 制度の内容



出典：厚生労働省（令和5年12月）令和6年度税制改正の概要

国民健康保険税課税限度額の推移

年 度	医療分			介護納付金課税額	合計額	引上げ額
		基礎課税額	後期高齢者支援 金等課税額			
平成22年度	63 万円	50 万円	13 万円	10 万円	73 万円	+ 4万円
平成23年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	+ 4万円
平成24年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	
平成25年度	65 万円	51 万円	14 万円	12 万円	77 万円	
平成26年度	67 万円	51 万円	16 万円	14 万円	81 万円	+ 4万円
平成27年度	69 万円	52 万円	17 万円	16 万円	85 万円	+ 4万円
平成28年度	73 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	+ 4万円
平成29年度	73 万円	54 万円	19 万円	16 万円	89 万円	
平成30年度	77 万円	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円	+ 4万円
令和元年度	80 万円	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円	+ 3万円
令和2年度	82 万円	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	+ 3万円
令和3年度	82 万円	63 万円	19 万円	17 万円	99 万円	
令和4年度	85 万円	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円	+ 3万円
令和5年度	87 万円	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円	+ 2万円
令和6年度	89 万円	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円	+ 2万円